

静岡県土地利用基本計画(案) 新旧対照表

前回 (H29.11.21 時点)			今回 (案)			備考
<p>2 土地利用の基本方向 (2) 県土地利用の基本方針 ② 県土地利用の質的向上 ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土地利用 津波被災後の迅速な復旧・復興の備えとして被災後の土地利用の方針等の策定に努め、オープンスペース等を確保するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や必要な対策を行う。</p> <p>(4) 土地利用の原則 土地利用は、土地利用基本計画図に示された「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」の地域ごとに、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、美しい景観の形成、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、それぞれの原則に従って適正な土地利用を行わなければならない。</p> <p>3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項</p>			<p>2 土地利用の基本方向 (2) 県土地利用の基本方針 ② 県土地利用の質的向上 ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土地利用 津波等の被災後の迅速な復旧・復興の備えとして被災後の土地利用の方針等の策定に努め、オープンスペース等を確保するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や必要な対策を行う。</p> <p>(4) 土地利用の原則 土地利用は、土地利用基本計画図に示された「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」の地域ごとに、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、美しい景観の形成、歴史的風土の保存、治山、治水並びに震災、風害、水害その他の災害の防除及び軽減等に配慮しつつ、それぞれの原則に従って適正な土地利用を行わなければならない。</p> <p>3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項</p>			<p>平成29年第2回静岡県国土利用計画審議会委員の意見を踏まえた追記 (語句の追記)</p> <p>平成29年第2回静岡県国土利用計画審議会委員の意見を踏まえた追記 (文章の追記)</p> <p>平成29年第2回静岡県国土利用計画審議会委員の意見を踏まえた追記 (文章の追記)</p>
対象となる五地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項	対象となる五地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項	
—	大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置地域	大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応、地域住民等への説明などに十分に配慮して適正な土地利用を図る。	—	大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置地域	大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応、地域住民等への説明の実施などに十分に配慮して、 関係法令や条例等に基づき 適正な土地利用を図る。	